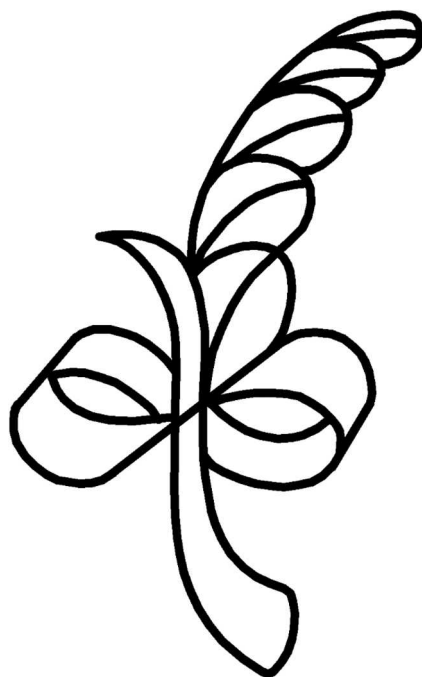


P T A 会則



船橋市立飯山満中学校 P T A

飯山満中学校PTA会則

第 1 章 名称及び事務所

(名称)

第 1 条 この会は、飯山満中学校PTA（以下「本会」という）という。

(事務所)

第 2 条 本会は、事務所を飯山満中学校内(船橋市飯山満町 1-946-1)に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

- 第 3 条
- 1 本会は保護者と教師が心を合わせ協力し、学校・家庭及び地域社会における生徒の幸福な成長を図るとともに、会員相互の教養を高め、親睦を図ることを目的とする。
 - 2 本会は教育を本旨とする民主的団体として活動し、営利的・宗教的・政治的団体及びその事業にいかなる関係も持たない。

(事業)

第 4 条 本会は前条の目的を達成するために下記の活動を行う。

- (1) 会員教養の向上
- (2) 生徒活動の後援
- (3) 学校環境整備の協力
- (4) 教職員の研修援助
- (5) 学校と家庭の連絡並びに会員相互の親睦を深めるために必要な行事
- (6) 飯山満南小学校、飯山満小学校及び市内PTAとの協力
- (7) その他本会の目的達成に必要な事業

第 3 章 組織

(組織)

第 5 条 本会は、本校生徒の保護者及び本校教職員を会員とする。

第 4 章 役員

(役員)

第 6 条 本会に次の役員（以下「本部役員」という）を置く。なお、会長以外の役員数は原則とする。

会 長	1 名
副会長	3 名
書 記	3 名
会 計	2 名
会計監査	2 名

(本部役員の選出方法)

第 7 条 本部役員は、会員相互の互選により推挙し、選考委員会を通して総会の承認を得る。ただし、副会長及び会計監査は、学校職員から必ず各 1 名を選出する。

(選考委員会)

第 8 条 選考委員会は、学級委員会より選出された学級委員と、専門委員会ごとに選出された専門委員で構成する。

(任務)

第 9 条 本部役員の任務は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務の全てを統理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行する。
- (3) 書記は本会の事務一般を担当し、会議の議事を記録処理する。
- (4) 会計は総会で決定された予算に基づいて、その収支会計をつかさどる。
- (5) 会計監査は会費その他の収支について監査し、総会に報告する。

(任期)

第 10 条 本部役員の任期は 1 年とし、再任することができる。ただし、欠員が生じた場合は選考委員会が補欠を選出し、その任期は前任者の残存期間とする。

第 5 章 機関

(機関)

第 11 条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 本部役員会
- (4) 学級委員会
- (5) 専門委員会
- (6) バザー委員会
- (7) 特別委員会
- (8) 選考委員会

第 6 章 会議及び構成

(総会)

- 第12条 1 総会は本会の最高議決機関であり、全会員をもって構成する。
- (1) 定期総会は年1回とし、年度初めに開催する。
 - (2) 臨時総会は会長が必要と認めたととき、または会員の3分の1以上の要求があったとき開催する。
- 2 総会は、出席者並びに委任状を含めて会員の2分の1をもって成立し、議決は出席の過半数の同意によって決し、可否同数の時は議長の決するところによるものとする。
- 3 総会はつぎに挙げる事項を議決する。
- (1) 事業計画及び収支予算の決定
 - (2) 事業報告及び収支決算の承認
 - (3) 会則の改廃の承認
 - (4) その他、本会の運営に関する重要事項

(常任委員会)

- 第13条 1 総会に次ぐ議決機関であり、会員から選出された委員により構成する。
- 2 常任委員会は、必要に応じて会長が招集し、その任務は次の通りとする。
- (1) 総会に提出する議事の作成及び審議
 - (2) 総会で議決された事項の運営
 - (3) 本部役員会、学級委員会、各専門委員会、特別委員会、その他の機関から提出された議案の審議と議決
 - (4) その他の必要事項の議決及び処理

(本部役員会)

- 第14条 本部役員会は、必要に応じて会長が招集し、本会の運営に必要な事項を協議し、各会の連絡調整にあたる。

(学級委員会)

- 第15条 1 学級委員会は、学級ごとに選出された学級委員をもって構成する。
- 2 学級委員会は、学級委員の互選により、進行・連絡係、書記、お手伝い管理の各1名及び選考委員を選出する。
- 3 学級委員会は、必要に応じて学級委員長が招集し、各学年と学級活動の連絡調整にあたる。

(専門委員会)

- 第16条 1 専門委員会は、学級ごとに選出された専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、各専門委員の互選により、連絡係等及び選考委員を選出する。
- 3 専門委員会は必要に応じて専門委員長が招集し、その活動は次の通りとする。
- (1) 広報委員会……広報紙発行等
 - (2) 研修委員会……講演会開催等
 - (3) 校外指導委員会…学区内安全指導等

(バザー委員会)

- 第17条 1 バザー委員会は、学級ごとに選出されたバザー委員をもって構成する。
2 バザー委員会は、バザー委員の互選により、係りを選出する。
3 バザー委員の活動期間は、5月～12月とする。

(特別委員会)

第18条 特別委員会は、会長が必要と認めた場合、常任委員会の承認を得て設置することができる。

(会議の成立)

- 第19条 1 総会以外の会議は、構成人員の2分の1以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。
2 校長及びその他の教職員は、本会で学校運営の調整を行い、全ての会議に参加し、意見を述べることができる。

第7章 個人情報の取り扱いについて

第20条 本会は、個人情報保護法遵守のため、別に定める個人情報保護方針に基づき、適正に取り扱うこととする。

第8章 会計

(経費の支弁)

- 第21条 1 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。
2 会費は、一世帯年額3,600円(300円×12ヵ月)とする。
3 会費の納入方法は、一括または年2回(6月、10月)とする。
4 転入者は転入した月より、転出者は転出する月までの会費を納入する。

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 その他

(給付)

第23条 慶弔に関する支給金は、次のとおり定める。

(1) 死亡の場合

- ①生徒……………5,000円
- ②保護者……………5,000円
- ③教職員及び配偶者…5,000円

(2) その他の場合

上記以外の特別な場合は、本部役員会にて決定する。

(例外事項)

第24条 原則として本会則の第5章から第6章により各機関が構成されるが、この会則によりがたいことが生じた場合は、本部役員の合議並びに校長の承諾により例外的な対応をすることができる。

付則

この会則は、昭和60年6月29日から施行する。

昭和62年4月25日一部改正

平成 3年4月20日一部改正

平成 6年4月23日一部改正

平成 7年5月 6日一部改正

平成 8年4月 1日施行

平成12年4月15日一部改正

平成13年4月21日一部改正

平成14年4月19日一部改正

平成15年4月17日一部改正

平成20年4月16日一部改正

平成24年4月24日一部改正

平成26年4月18日一部改正

平成30年4月27日一部改正

令和 2年4月17日一部改正

令和 3年4月19日一部改正 (第24条 追加)

令和 5年4月17日一部改正

PTA組織図

